

一般競争入札の実施について  
(総合評価落札方式)

総合評価落札方式による事後審査型一般競争入札を下記のとおり行うので、岐阜市上下水道事業部一般競争入札等実施要綱（平成12年4月3日決裁）第6条、岐阜市上下水道事業部建設工事総合評価落札方式実施要領（平成18年5月1日決裁）第5条及び岐阜市上下水道事業部事後審査型一般競争入札実施要領（平成19年7月27日決裁）第4条の規定により公告します。

令和7年7月17日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者  
上下水道事業部長 島邊 恒之

記

1 一般競争入札に付する事項

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 工 事 (件) 名  | <b>方県加圧施設電気設備工事</b><br>(電子入札対象案件)   |
| (2) 目 的 場 所    | 岐阜市石谷6丁目1番2ほか3箇所  |
| (3) 完成(完了)期日   | 令和9年2月22日   |
| (4) 契 約 の 種 類  | 請負契約  |
| (5) 余裕期間の有無    | 有   |
| (6) 工 事 着 手 日  | 令和7年9月19日   |
| (7) 週休2日制モデル工事 | 適用する(現場閉所)  |
| (8) 前払金 の 有 無  | 有   |
| (9) 予 定 価 格    | 205,312,800円  |
| (10) 低入札調査基準価格 | 岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱(平成15年3月28日決裁)の規定により調査基準価格及び失格判断基準を設けた工事                             |
| (11) 電 子 契 約   | 可   |
| (12) 概 要       | <b>電気工事</b><br>電気設備工 1式<br>・受電設備 1式<br>・自家発電設備 1式<br>・運転操作設備 1式<br>・計装設備 1式<br>・監視設備 1式 |

## 2 一般競争入札参加資格及び条件

- (1) 岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 岐阜市上下水道事業部建設工事成績評定要領(平成16年4月1日決裁)に基づく工事成績評定点の基準に係る工事の種類は、電気工事とする。
- (4) 最新の経営事項審査における電気工事の**総合評定値及び主観点数の合計が800点以上であること。**
- (5) 直近10か年度及び入札公告日の属する年度の申請期限日までに完成引渡しの済んだ官公庁等の公共工事で、単独または共同企業体の代表構成員若しくは出資比率30%以上の構成員として、**上水道または下水道施設における電気工事(建築物に係る工事を除く)**で1工事あたり**10,500万円**以上の元請施工実績(ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日までに完成引渡しの済んだ工事とする)を有すること。
- (6) 現場代理人及び次の条件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置すること。また、建設業法施行令(昭和31年 政令第273号)第27条に規定する請負金額以上となる場合、専任にて配置が必要。なお、現場代理人は主任技術者又は監理技術者を兼ねることができる。
  - ① 電気工事の監理技術者としての資格を有すること。
  - ② 入札参加資格申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。

## 3 日程

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間  
令和7年7月17日(木)から令和7年7月29日(火)まで
- (2) 質問書の提出期間  
令和7年7月17日(木)から令和7年7月29日(火)まで
- (3) 質疑回答期限  
令和7年8月1日(金)
- (4) 電子入札システムの応札期間  
令和7年8月6日(水)午前9時から令和7年8月7日(木)午後4時まで
- (5) 一般競争入札の開札  
令和7年8月8日(金)午前9時30分

## 4 落札者決定の方法

本工事の入札は、岐阜市上下水道事業部建設工事総合評価落札方式実施要領に基づき、総合評価落札方式により行う。

## 5 総合評価落札方式に係る技術提案書の提出

別添「技術提案書の提出依頼について」による。

## 6 その他

- (1) 電子入札システムが使用できない場合などの書類の提出については、別紙「入札（見積）書等の受渡しについて」のとおりとする。
- (2) 特記の無い事については「一般競争入札の共通事項について」のとおりとする。
- (3) 電子契約を希望する場合は、入札参加資格確認申請書（技術資料）の提出時に、併せて「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。